



労組周辺動向 No.62

2019年5月31日現在

1. 法・政策

(1) 「年金受給開始は70歳以降でも可」との法案を来年提出へ：厚生労働省

厚生労働省は、年金の受給開始年齢を70歳超も選べるようにするため、来年の通常国会に関連法の改正案を提出する方針を固めた。現役世代の減少に対応するため、政府は高齢者になるべく長く働き続けられる環境整備を進めており、年金の「繰り下げ受給」の拡大も、その一環になる。

(2) 70歳まで働く人に七つの選択肢を企業は提示を一政府方針

70歳まで働きたいすべての人が働けるように、政府が企業に高齢者の雇用機会をつくるよう努力義務を課す方針を打ち出した。高齢者の働く意欲を生かし、人手不足の緩和につながるねらいがあるが、低賃金のまま働かされたり、仕事中のけがが増えたりする懸念もある。

政府が未来投資会議で示した新制度の骨子では、70歳まで働きたい従業員の希望に応えるため、会社が用意できる七つの選択肢を示した。

このうち(1)定年を廃止する(2)定年を引き上げる(3)契約社員などで再雇用する、の三つは、現行制度でも65歳まで働きたい人のため、企業がいずれかを用意することを義務づけている選択肢だ。政府は今回、この(1)～(3)に加え、新たな選択肢をそろえた。

(4)他企業への再就職の実現(5)フリーランスで働くための資金提供(6)起業支援(7)NPOなどの社会貢献活動への資金提供——の四つだ。計七つの選択肢のうち、どれを採用するかは、各企業の労使で話し合っ決めてもらう。

70歳までの雇用は当面は「努力義務」とし、企業が守らなくてもペナルティーはない。ただ、政府は企業の取り組みを見極めたうえで、将来的には企業に義務づけることを検討する。

(3) 自民等の「人生100年本部」が首相に社会保障改革ビジョンを提出

自民党の「人生100年時代戦略本部」本部が、正規・非正規など雇用形態にかかわらず社会保険に加入する「勤労者皆社会保険」の導入などを提唱した「人生100年時代の社会保障改革ビジョン」を安倍晋三首相に提出した。

「人生100年時代戦略本部取りまとめ～の社会保障改革ビジョン人生100年時代の社会保障改革ビジョン～」は以下（日本語）。

<https://jimin.jp-east->

[2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/139588_1.pdf?_ga=2.70479192.916739373.1558433924-1619937458.1558433924](https://storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/139588_1.pdf?_ga=2.70479192.916739373.1558433924-1619937458.1558433924)

2. 法違反・闘い

(1) 「時をかける少女」アニメ制作会社に是正勧告：月393時間労働

労使協定で定めた上限を超える長時間労働をさせていたなどとして、日本テレビ子会社のアニメ制作会社マッドハウスが、新宿労働基準監督署からは正勧告を受けたことがわかった。

同社は忙しいときでも残業時間を月60時間とする労使協定を結んでいたが、労基署は男性が月100時間以上の残業をしていたと認定した。一定の時間外労働を想定した「固定残業代」を払っていたが、実際の労働時間はこれを超え、未払い残業代があったことも認めた。

同社従業員の総労働時間は月393時間に及ぶこともあった。

(2) 淑徳大学の学部廃止で「教授3人解雇は無効」の判決

大学の学部廃止を理由に解雇したのは不当だとして、淑徳大学の無期雇用の教授3人が学校法人「大乘淑徳学園」を相手取り、教授としての地位確認や賃金の支払いを求めている訴訟で、東京地裁は解雇無効の判決を言い渡した。

判決は「学園が、解雇回避の努力を尽くすこともなく、説明や協議を真摯におこなうこともしなかった」として、原告3人の解雇について、「解雇権を濫用したものであり、社会的相当性を欠くものとして、無効である」と判断した。

(3) 群馬大教授がアカデミックハラスメント：大学側は公表せず詳細説明も拒否

群馬大学が今年春、医学部に在籍の男性に対する医学系研究科の男性教授によるアカデミックハラスメントを認定していたことが分かった。大学側は認定自体を公表しておらず、詳細の説明を拒否。当該教授に対する処分の有無や男性への賠償などについても回答しなかった。

3. 情勢・統計

(1) 増える高齢者の労働災害—60歳以上が26%

働く高齢者の労働災害が増えている。2018年に労災に遭った60歳以上の働き手は前年よりも10.7%増え、労災全体の4分の1を占めた。政府は70歳までの雇用の確保を努力義務として企業に課す方針を打ち出したが、高齢者が安心して働ける職場づくりが課

題として浮かび上がる。

厚生労働省が発表した2018年の労災発生件数は前年比5.7%増の12万7,329人だった。このうち60歳以上は3万3,246人と、全体の26.1%に達した。10年前の2008年は18.0%だった。

65歳以上の働き手は10年前より309万人増えて875万人に達し、労働力人口全体(6,830万人)の12.8%を占める。

(2) 外国人労災、最多2,847人：10年前から倍増

昨年、労働災害で死傷した外国人労働者は前年比14.2%増で過去最多の2,847人だったことが、厚生労働省の調査でわかった。労災による外国人労働者の死傷者数は7年連続の増加で、10年前(1,443人)から倍増した。

「平成30年労働災害発生状況の分析等」は以下(日本語)。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000509813.pdf>

(3) 性同一性障害を「精神障害」の分類から除外へ：WHO

スイスのジュネーブで開かれているWHO＝世界保健機関の総会で、心と体の性が一致しない性同一性障害について、「精神障害」の分類から除外することで合意した。性同一性障害の人たちがこれまで受けてきた差別が解消され、社会の理解へとつながるのか注目される。

(4) 最低賃金上げに日本商工会議所が反対表明―「中小企業を直撃」

日本商工会議所は、最低賃金の引き上げを推し進める政府方針に反対する要望書を厚生労働省や自民党に提出した。経済財政諮問会議では早期に時給1千円にする意見も出ているが、「大幅な引き上げは中小企業の経営を直撃し、事業の存続を危うくする」と訴えている。

日本商工会議所は要望書の中で「支払い余力の乏しい中、実力以上の賃上げを強いられている」、「全国から悲鳴にも近い声が寄せられている」と指摘した。

(5) 連合がハラスメントについて調査：パワハラ離職、就活者へのセクハラ実態明らかに

日本労働組合総連合会は、「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2019」を実施し、全国の20歳～59歳の有職男女(自ら起業した者や経営者、自営業者などを除く)1,000人の有効サンプルを集計した。

今回の調査では、下記の8類型に関する職場のハラスメントとともに、就職活動時のセクシュアル・ハラスメントの実態についても調査した。

(1) 暴行・傷害などの身体的な攻撃

- (2) 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言などの精神的な攻撃
- (3) 隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離し
- (4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害などの過大な要求
- (5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないことなどの過小な要求
- (6) 私的なことに過度に立ち入ることなどの個の侵害
- (7) セクシュアル・ハラスメント
- (8) その他ハラスメント（その他のいじめ・嫌がらせに該当する行為）

「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査 2019」は以下（日本語）。

<https://www.ituc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20190528.pdf>